

24 長 第922号  
平成25年2月14日

地域密着型事業所 設置者 様  
管理者 様

福島市長 瀬戸 孝則  
(公印省略)

### 福島市介護保険条例の一部を改正する条例等の制定について

日頃から、本市保健福祉行政につきましてご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。さて、本市におきまして下記の条例を平成24年12月27日に制定し施行されたところです。つきましては、福島市が独自に設けた条項の確認と、それに伴い運営規程の変更手続きをお願いいたします。

なお、制定した条例について福島市役所ホームページに平成25年4月に掲載を予定しておりますので、ご確認願います。

今後とも法令に則り、適切な運営をされますよう重ねてお願い申し上げます。

#### 1. 条例の概要等

- ・福島市介護保険条例の一部を改正する条例（別紙1参照）
  - ・福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定要旨（別紙2参照）
  - ・福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定要旨（別紙3参照）
  - ・参考資料（例）（別紙4参照）
- ※その他従来~~の~~省令と同様です。**

#### 2. 提出書類

- (1) 事業所の指定に係る記載事項（付表）
- (2) 地域密着型サービスの変更・廃止届出
- (3) 変更済みの運営基準（1部）

福島市ホームページ（[www.city.fukushima.fukushima.jp](http://www.city.fukushima.fukushima.jp)）⇒各課のページ⇒長寿福祉課⇒介護サービス事業者のかたへ⇒地域密着型サービスについて⇒地域密着型サービスの変更・廃止届出についてよりダウンロードして提出願います。

#### 3. 提出期日

平成26年3月31日（月） 福島市役所 長寿福祉課 長寿福祉係まで

※条例により上記の期日まで提出期間が猶予されておりますが、早めの変更手続きをお願いします。

届出書に関するお問い合わせ先：長寿福祉課 長寿福祉係 TEL024-525-7656

条例制定の内容に関するお問い合わせ先：長寿福祉課 介護給付係 TEL024-525-6587